

佐賀市社会福祉協議会備品借用要綱

第1条 社協所有の備品について、貸出しに必要な事項を定めるものとする。

第2条 備品借用を受けることができる者は、佐賀市内に在住する個人（車椅子に限る）または、福祉団体およびグループに限る。

第3条 在宅での生活の利便を図る場合および福祉に関する講座等の開催を行う場合に限り社協業務上支障のない範囲で借用を受けることができる。しかし、営利を目的とした借用は認めない。

第4条 備品借用にかかる使用料は、無料とする。ただし、経過年数による消耗以外の故障や破損、損傷については、破損前状態に復元するものとする。

第5条 備品借用申込者は、それぞれ指定の備品借用書を使用前日までに社協に提出しなければならない。なお、予約は2ヶ月前の同日から行えるものとする。

第6条 備品借用期間は、最長1週間までとする。ただし、車椅子を個人で借用する場合に限り、借用期間を1ヶ月とし、3回までの更新を認める。

第7条 備品借用の対象範囲は次のとおりとする。

備品名	個数	備 考
車椅子	本 所 21台 諸富支所 4台 大和支所 17台 富士支所 8台 三瀬支所 2台 川副支所 13台 東与賀支所 7台 久保田支所 9台	1回につき最大10台まで借用することができる。
高齢者疑似体験セット	S：4 M：8 L：14	指導講師団と打合せの上、福祉体験学習指導者派遣事業要綱（別紙）に基づき、講師団を派遣
高齢者サロン事業備品	スロットボール：2台 ボーリングゲーム：7台 輪投げ：8台 室内ペタンク：5台 ハンディカラオケ：2台	
映像機器	大型テレビ（45型） ビデオカメラ OHPスライド映写機 液晶プロジェクター スクリーン（各1台）	ほほえみ館内使用のみ貸出
音響機器	ラジカセ、スピーカー カラオケセット マイク（各1台）	ワイヤレス：2、有線：2、ピン：1

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年9月1日から適用する。

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。